

平成 25 年 9 月 3 日

# 若者チャレンジ奨励金に係る 重要なお知らせ(その2)

35 歳未満の非正規雇用の若者を、正社員として雇用することを前提に、自社内で座学と実習を組み合わせた訓練を実施する事業主に対する助成制度である若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置として現在、訓練実施計画届の受付を行っておりますが、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で受付を終了します。

※ これまでは予算額に達し受付を中止した後も、訓練実施計画届の提出を希望する事業主(連絡待ち事業主)については仮受付を行うこととしておりましたが、今回、予算が新たに追加配布されたことに伴い、仮受付は行わず、予算額に達した時点で受付を終了することに変更となりましたのでご注意ください。

(受付の終了は、ホームページでお知らせします。)

#### 【お問い合わせ先】

長崎労働局 職業安定部職業対策課  
雇用支援係 若者チャレンジ担当  
電話 095-801-0042